

福井市公用車広告掲載仕様書

1 募集する広告媒体

共用車※として使用している公用車 15台（別紙1参照）

※ 各課が共用して使用する自動車で2輪車を除いたもの

2 申込者の条件

広告を自ら掲載又は代理で掲載する事業者のうち、実施要領第6条第2項に規定する事業者を除く。

3 募集内容

（1）広告面積・料金等

掲載位置	広告面積（片側）	広告掲載料（税込）	広告の掲示方法
車体両側面 2箇所	横50cm×縦30cm以内	5台1組 7,500円/月	ステッカー

（2）募集期間

令和7年2月17日から随時募集を受け付ける。ただし、他の広告主の申込により広告掲載枠が埋まっている期間中は、掲載不可となるため注意すること。

広告掲載枠の空き状況については、市ホームページから確認すること。

（3）広告掲載期間

広告掲載期間は1か月単位とし、年度を越えない範囲とする。

掲載開始日は開庁日（平日）の任意の日付とする。

（4）注意事項

公用車5台1組での申込とする。また、組合せは別表1にて指定するとおりとする。

広告を掲載する車両の組については、広告掲載が決定した時点での、広告掲載枠の空き状況を踏まえ、市と広告主で協議の上、決定する。

申込組数に上限は設けない。

4 申込方法

掲載を希望する1か月前までに、下記提出先に必要書類を提出すること。

（1）提出先 〒910-8511

福井市大手3丁目10番1号

福井市 財政部 施設活用推進課（市役所本館4階）

（2）提出方法 直接持参又は郵送

（郵送の場合は「広告掲載申込書在中」と明記）

- (3) 提出書類
- ・ **福井市公用車広告掲載申込書**（様式第1号）
 - ・ **広告原稿**（A3サイズに縮小印刷し提出）
 - ・ 個人の場合、**公的機関発行の証の写し**（運転免許証、旅券等の住所、氏名及び生年月日が確認できるものの写し又は発行後3月以内の住民票の写し）
 - ・ 法人の場合、**履歴事項全部証明書の写し**（発行後3月以内）
 - ・ その他（会社概要、パンフレット等）
- ※上記の他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

5 広告主及び広告内容の決定

実施要綱及び要領に基づき広告内容を審査し、適切であると認めたときは、申込者を広告主として決定する。

広告主及び広告内容の決定については、福井市公用車広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。

6 広告掲載料の納付

広告掲載料は、市が発行する納付書を用い、指定期日までに指定する金融機関にて納付すること。

なお、納付確認のため、納付書の控え（納入通知書兼領収書）の写しを郵送、ファックス若しくはメールにて送付すること。（宛先は申込書の提出先に同じ。）

7 広告の掲示・作成等

- (1) 広告の中に図1のとおり、「民間広告」の標示をする他、広告主名称（企業ロゴタイプ可）及び連絡先を明記すること。
- (2) 広告の作成は広告主の責任において行い、その費用は全て広告主の負担とする。
- (3) 作成した広告を広告掲載期間の始期7日前までに4（1）に直接持参又は郵送すること。
- (4) 納品する広告には、経年劣化等に伴う予備として1組あたり1台分以上を含めること。
- (5) ステッカーについては、剥がす際に極力跡が残らないものにする。

8 広告掲載期間の継続

広告主が広告掲載期間以降も引き続き広告掲載を希望する場合は、期間終了までに、福井市公用車広告掲載継続申込書（様式第1号の2）を提出すること。なお、継続分の広告掲載料は、福井市が発行する納付書を用い、指定期日までに指定する金融機関にて納付すること。

ただし、広告枠が埋まっている場合は、期間の継続は行わない。

9 その他注意事項

- (1) 福井市広告事業実施要綱、福井市公用車広告掲載実施要領を遵守すること。
- (2) 本申込に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 広告掲載期間が決定し、広告掲載料納付後、広告掲載期間を短縮する申出があっても、すでに納入のある広告掲載料については返還しない。
- (5) 広告主募集の結果は、市ホームページにて公表する。

10 問合せ

福井市役所 財政部 施設活用推進課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

電 話 0776-20-5275

ファックス 0776-20-5778

メー ル sisetu-k-s@city.fukui.lg.jp

開庁日時 平日 8時30分～17時15分

別表1 広告掲載対象車両

※令和5年11月～令和6年10月実績

R7年度

※車種等には変わる場合があります

グループ	車番	車種	車名	取得年	1ヶ月の 平均走行 距離 (km)	1ヶ月の 平均稼働 回数	主な経路	業務内容
A	福井480き9808	軽貨物	三菱 ミニキャブバン	H25	299	14	市内全域	市業務全般
	福井501そ2525	小型乗用	ホンダ フィットシャトル	H26	551	27	市内全域	市業務全般
	福井300ひ7227	普通乗用	トヨタ プリウス	H26	628	32	市内全域	市業務全般
	福井400ち2451	小型貨物	トヨタ プロボックス	R3	512	22	市内全域	市業務全般
	福井400ち2909	小型貨物	トヨタ プロボックス	R3	587	30	市内全域	市業務全般
B	福井300ひ2507	普通乗用	日産 リーフ	H25	425	33	市内全域	市業務全般
	福井480こ3252	軽貨物	スズキ エブリイ	H29	328	14	市内全域	市業務全般
	福井400ち2450	小型貨物	トヨタ プロボックス	R3	473	24	市内全域	市業務全般
	福井480せ952	軽貨物	スズキ エブリイ	R4	528	28	市内全域	市業務全般
	福井501の9905	普通乗用	ニッサン セレナ	R5	707	26	市内全域	市業務全般
C	福井400す6321	小型貨物	日産 ADバン	H16	142	9	市内全域	市業務全般
	福井580ほ2068	軽乗用	スズキ アルト	H29	576	30	市内全域	市業務全般
	福井580ほ2069	軽乗用	スズキ アルト	H29	492	30	市内全域	市業務全般
	福井300る629	普通乗用	トヨタ カローラ	R4	647	29	市内全域	市業務全般
	福井400ち7008	小型貨物	トヨタ プロボックス 4WD	R5	685	27	市内全域	市業務全般

図 1 民間広告の標示（例）について



横 20 センチメートル×縦 5 センチメートル以上の大きさで「民間広告」と標示する。

標示は任意の位置とする。

フォントはゴシック体でフォントサイズは 100 以上とする。